

# 入札説明書等の一部訂正のお知らせ

本事業に係る入札説明書等については、下記のとおり訂正致しますので、お知らせ致します。

令和元年 10 月 29 日  
近畿地方整備局

事業名：国道 8 号東沼波電線共同溝 PFI 事業  
入札公告日：令和元年 10 月 8 日

(赤枠のうちの赤字が訂正箇所です)

訂 正 後	訂 正 前																														
<p>○添付 2 要求水準書 第 2 章 1. 基本事項</p> <p><b>(6) 設計図書の提出</b> 事業者は、工事着工予定日の 1ヶ月前までに、以下の設計図書を近畿地方整備局に提出し、設計図書の内容を説明し、近畿地方整備局の承諾を得なければならない。なお、業務履行中、近畿地方整備局より中間成果を求められた場合、速やかに提出すること。</p> <p style="text-align: center;">表-2 設計図書及び内容一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計図書</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現地調査結果</td> <td>埋設物件平面図等</td> </tr> <tr> <td>詳細設計図</td> <td>電線共同溝、道路照明 等</td> </tr> <tr> <td>構造計算書</td> <td>同上</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td style="color: red;">数量計算書等</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>報告書</td> <td>同上、設計概要書、設計検討経緯書、施工計画書等</td> </tr> <tr> <td>その他調査成果報告書</td> <td>関係機関協議結果等</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 成果品は、「土木設計業務等の電子納品要領（案）（国土交通省）」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R）で正副 2 部提出する。</p> <p>イ 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。</p> <p>ウ 土工数量は、マスカープの作成及び作業形態別の数量まで算出するものとする。</p> <p>エ 設計図面の作成方法は、「CAD 製図基準（案）」に準拠して行うものとする。</p> <tr style="border: 2px solid red;"> <td style="color: red;">オ</td> <td style="color: red;">とりまとめた数量集計表は、数量計算書に含めて提出すると共にエクセル 2010 形式で保存登録したものを提出するものとする。また、数量計算書等には、詳細設計数量計算に基づき、工程別内訳表及び内訳明細書を示した事業費内訳書を含めること。</td> </tr> <p>カ 数量集計表の様式については、国土技術政策総合研究所ホームページ「各種基準類の情報－土木工事数量集計表」に掲載されているのでそれを活用すること。</p> <p>キ 建設副産物対策は、土木設計業務等共通仕様書第 1209 条（設計業務の条件）の 9 に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書（建設リサイクルガイドラインによ</p>	設計図書	内容	現地調査結果	埋設物件平面図等	詳細設計図	電線共同溝、道路照明 等	構造計算書	同上	数量計算書等	同上	報告書	同上、設計概要書、設計検討経緯書、施工計画書等	その他調査成果報告書	関係機関協議結果等	オ	とりまとめた数量集計表は、数量計算書に含めて提出すると共にエクセル 2010 形式で保存登録したものを提出するものとする。また、数量計算書等には、詳細設計数量計算に基づき、工程別内訳表及び内訳明細書を示した事業費内訳書を含めること。	<p>○添付 2 要求水準書 第 2 章 1. 基本事項</p> <p><b>(6) 設計図書の提出</b> 事業者は、工事着工予定日の 1ヶ月前までに、以下の設計図書を近畿地方整備局に提出し、設計図書の内容を説明し、近畿地方整備局の承諾を得なければならない。なお、業務履行中、近畿地方整備局より中間成果を求められた場合、速やかに提出すること。</p> <p style="text-align: center;">表-2 設計図書及び内容一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計図書</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現地調査結果</td> <td>埋設物件平面図等</td> </tr> <tr> <td>詳細設計図</td> <td>電線共同溝、道路照明 等</td> </tr> <tr> <td>構造計算書</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>数量計算書</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>報告書</td> <td>同上、設計概要書、設計検討経緯書、施工計画書等</td> </tr> <tr> <td>その他調査成果報告書</td> <td>関係機関協議結果等</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 成果品は、「土木設計業務等の電子納品要領（案）（国土交通省）」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R）で正副 2 部提出する。</p> <p>イ 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。</p> <p>ウ 土工数量は、マスカープの作成及び作業形態別の数量まで算出するものとする。</p> <p>エ 設計図面の作成方法は、「CAD 製図基準（案）」に準拠して行うものとする。</p> <p>オ とりまとめた数量集計表は、数量計算書に含めて提出すると共にエクセル 2010 形式で保存登録したものを提出するものとする。</p> <p>カ 数量集計表の様式については、国土技術政策総合研究所ホームページ「各種基準類の情報－土木工事数量集計表」に掲載されているのでそれを活用すること。</p> <p>キ 建設副産物対策は、土木設計業務等共通仕様書第 1209 条（設計業務の条件）の 9 に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書（建設リサイクルガイドラインによ</p>	設計図書	内容	現地調査結果	埋設物件平面図等	詳細設計図	電線共同溝、道路照明 等	構造計算書	同上	数量計算書	同上	報告書	同上、設計概要書、設計検討経緯書、施工計画書等	その他調査成果報告書	関係機関協議結果等
設計図書	内容																														
現地調査結果	埋設物件平面図等																														
詳細設計図	電線共同溝、道路照明 等																														
構造計算書	同上																														
数量計算書等	同上																														
報告書	同上、設計概要書、設計検討経緯書、施工計画書等																														
その他調査成果報告書	関係機関協議結果等																														
オ	とりまとめた数量集計表は、数量計算書に含めて提出すると共にエクセル 2010 形式で保存登録したものを提出するものとする。また、数量計算書等には、詳細設計数量計算に基づき、工程別内訳表及び内訳明細書を示した事業費内訳書を含めること。																														
設計図書	内容																														
現地調査結果	埋設物件平面図等																														
詳細設計図	電線共同溝、道路照明 等																														
構造計算書	同上																														
数量計算書	同上																														
報告書	同上、設計概要書、設計検討経緯書、施工計画書等																														
その他調査成果報告書	関係機関協議結果等																														

## 訂 正 後

## ○添付2 要求水準書 第3章 2. 工事業務 (特記事項)

項目	引 渡 場 所
受入場所	滋賀県米原市上多良地先 米原バイパス7工区
受入不適なもの	発生土利用基準による第4種の発生土及び泥土、直径30cm以上の岩、廃棄物処理法により決められている廃棄物
受入時間	24時間
運搬距離	受入地までの運搬距離は、L=9.3kmとする

## カ 舗装の切断作業に伴う泥水の処理

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については近畿地方整備局と協議するものとする。

「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、事業者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、近畿地方整備局から請求があった場合は提示しなければならない。

## キ 混合廃棄物の現場分別等による減量化

本工事に搬入した建設資材等が廃棄物となる場合は、その廃棄物の再使用・再生使用を図るために、現場において分別等を実施するなど混合廃棄物の減量化を図るものとする。

また、混合廃棄物の減量化等を実施した内容について書面で近畿地方整備局に報告するものとする。

なお、現場における混合廃棄物の分別については「現場分別マニュアル(案)」(近畿地方整備局 H22.3) ([http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/fukusan/by\\_product/bunbetsu.pdf](http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/fukusan/by_product/bunbetsu.pdf)) を参照されたい。

## 訂 正 前

## ○添付2 要求水準書 第3章 2. 工事業務 (特記事項)

項目	引 渡 場 所
受入場所	滋賀県米原市上多良地先 米原バイパス7工区
受入不適なもの	発生土利用基準による第4種の発生土及び泥土、直径30cm以上の岩、廃棄物処理法により決められている廃棄物
受入期間	午前9時～午後5時まで ただし、毎月の第1及び第3日曜日、正月等の休業日は受入を中止する
運搬距離	受入地までの運搬距離は、L=9.3kmとする

## カ 舗装の切断作業に伴う泥水の処理

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については近畿地方整備局と協議するものとする。

「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、事業者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、近畿地方整備局から請求があった場合は提示しなければならない。

## キ 混合廃棄物の現場分別等による減量化

本工事に搬入した建設資材等が廃棄物となる場合は、その廃棄物の再使用・再生使用を図るために、現場において分別等を実施するなど混合廃棄物の減量化を図るものとする。

また、混合廃棄物の減量化等を実施した内容について書面で近畿地方整備局に報告するものとする。

なお、現場における混合廃棄物の分別については「現場分別マニュアル(案)」(近畿地方整備局 H22.3) ([http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/fukusan/by\\_product/bunbetsu.pdf](http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/fukusan/by_product/bunbetsu.pdf)) を参照されたい。